

令和 7 年度長岡市 e スポーツを活用した地域活性化業務委託
簡易評価型プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1) 業務名

令和 7 年度長岡市 e スポーツを活用した地域活性化業務委託（以下「本業務」という。）

(2) 目的

当市は、人口減少・高齢化の進展による担い手不足で、集落機能の維持や地域の活力低下が懸念され、支所地域は特にその傾向が顕著であり、早急な対策が必要である。

このため、令和 6 年度に策定した「長岡市 e スポーツ推進アクションプラン」に基づき、年齢や性別などの垣根なく楽しむことができ、若者を中心に年々競技人口が増加している e スポーツを活用し、関係・交流人口の創出・拡大を図るもの。さらに、山積する地域課題解決のための地域づくり人材の掘り起こしと育成を行い、支所地域の住民が 10 年後も安心して住み続けられる持続性の高い地域づくりを目指すものである。

(3) 業務内容

別紙仕様書のとおり

(4) 履行期間

契約締結日～令和 8 年 3 月 31 日（月曜日）

(5) 提案上限額

5, 6 7 0, 0 0 0 円（消費税及び地方消費税を含む）

※この金額は契約予定額を示すものではありません。

(6) 選定方法

簡易評価型プロポーザル方式による選定

(7) 参加資格要件

このプロポーザルに参加しようとする者は、次のすべての要件に該当するものであることを要します。

- ①本業務に際して、現地打合せやオンライン会議を通して十分な協議を行える体制を整え、当該地域で業務を行う人員等の体制を構築できること。
- ②過去 5 年度（令和 2 年 4 月 1 日～令和 7 年 3 月 31 日）のうちで、本業務と類似業務を受託した実績を有すること。
- ③地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当しない者であること。
- ④その役員に次のア又はイのいずれかに該当する者がいないこと。

ア 破産者で復権を得ない者

イ 禁固以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又は執行を受けることがなくなった日から2年を経過しない者

⑤この公告の日から本業務委託契約締結の日まで、本市から入札参加資格に係る指名停止を受けていないこと。

⑥この公告の日以降に、民事再生法（平成11年法律第225号）及び会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき、再生及び更生手続き開始の申立てがなされていないこと。

⑦暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77条）第2条第2項に規定する暴力団及びその利益となる活動を行うものではないこと。

⑧宗教活動や政治活動を目的とするものでないこと。

⑨法人税、消費税及び地方消費税、県税並びに市税の滞納をしていないこと。

2 スケジュール

項目	日程
公告及び実施要領の公表	令和7年4月18日（金）
参加表明書兼誓約書の提出期限	令和7年4月25日（金）
質問書の提出期限	令和7年5月2日（金）
質問に対する回答期限	令和7年5月8日（木）
提案書提出期限	令和7年5月12日（月）
ヒアリング審査	令和7年5月16日（金）
選定結果の通知	令和7年5月20日（火）
委託業務内容の契約締結	令和7年5月23日（金）

3 参加表明書兼誓約書の提出

このプロポーザルに参加を希望する者は、以下により必要書類を提出してください。

提出書類	「簡易評価型プロポーザル参加表明書兼誓約書」（第2号様式）
提出方法	郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着のこと。）又は電子メールとする。
提出先	長岡市地域振興戦略部地域プロジェクト班 住所 〒940-0062 長岡市大手通2丁目6番地フェニックス大手イースト5階 電話 0258-39-2515（直通） e-mail gnagaoka@city.nagaoka.lg.jp
提出期限	令和7年4月25日（金）午後5時まで

4 質問書の受付及び回答

このプロポーザルに関して質問がある場合は、以下により質問することができます。

なお、提出期限までに到着しなかった質問及び指定の提出方法以外での質問については、いかなる場合であっても回答しません。

提出書類	「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)
質問方法	質問は、「簡易評価型プロポーザルに関する質問書」(第3号様式)により行うものとし、電子メールで送信してください。なお、文書には回答を受ける担当窓口の部署、氏名、電話、メールアドレスを記載してください。
質問先	「3参加表明書兼誓約書」の提出先と同じ
質問受付期間	参加表明書兼誓約書を提出した日から令和7年5月2日(金)午後3時まで
質問の回答	参加表明書提出者全員に、令和7年5月8日(木)午後5時までに質問者名を伏して電子メールにより送付します。

5 提案書の作成

(1) 提案書作成上の基本的事項

本プロポーザルは、本業務における取組方法等について専門的提案を求めることにより、知識や構想力・応用力などを評価するものであり、当該業務の具体的な内容、成果品の一部を作成及び提出するものではありません。具体的な作業は、契約後に提案書内容を反映しつつ本市と協議しながら行うものとします。

(2) 提案書の作成及び提出方法

下記事項について、資料を作成し提出してください。

提出書類	「簡易評価型プロポーザル提案書」(第1号様式)
提案書内容	別紙仕様書を熟読の上、下記内容を含む提案書を作成してください。 ア 表紙(業務名、事業所名、担当者名含む) イ 目次 ウ 事業所概要(所在地、代表者名、設立趣旨、業務内容等) エ 過去5年度(令和2年4月1日～令和7年3月31日)又は現在受注している類似業務(2件まで) オ 本業務への取組体制(実施体制人数、事務分担、連絡体制) カ 企画内容 ・別紙仕様書を熟読の上、「5 業務の概要」について、具体的に提案すること ・委託者と受託者の役割を明確にすること。(本市に求める業務内容等) キ 事業完了までの工程表 ク 費用見積 事業費見積額の算出根拠として、具体的な作業内容と概算経費を記載すること。 ※別途、見積書(任意様式)の提出をお願いします。

体 裁	片面カラー印刷とし、左上1ヵ所をホチキス止めすること。
提出部数	・ 正本1部（代表者印押印のもの） ・ 副本6部（正本の写し）
提出方法	郵送（配達確認ができるものに限る。提出期限までに必着。）
提出先	「3参加表明書兼誓約書」の提出先と同じ
提出期限	令和7年5月12日（月）午後5時まで

(3) 注意事項

- ア 参加者は、本書及び関連書類に記載されている一切の内容について同意したものとします。
- イ 提出いただいた提案書の追加・変更はできません。
- ウ 提出期限以降に提出された提案書は受け付けません。
- エ 提出期限以降の提案書の差替え及び再提出は認めません。
- オ 提案書の提出は1参加者あたり1提案のみとします。
- カ 提案書に記載した本業務に携わる従事者は、病休、死亡、退職等の特別な場合を除き、変更できないものとします。
- キ 提案書が次のいずれかに該当する場合は、無効となる場合があります。
 - ・ 提案書の作成要領に定められた内容及び様式に適合しないもの。
 - ・ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないもの。
 - ・ 虚偽の内容が記載されているもの。
- ク 提案書に記載された項目については、原則として契約時の仕様に反映します。

6 ヒアリング

提案書の内容を確認するため、次のとおりヒアリングを実施します。

(1) 期日：令和7年5月16日（金曜日）

(2) 会場：まちなかキャンパス長岡3階301会議室（長岡市大手通2丁目6番地）

(3) 実施方法

ア 開始前準備・・・5分

イ プレゼンテーション・・・20分※1

ウ 質疑応答・・・15分程度※2

※1 各設定時間を経過した時点でプレゼンテーションが終了していない場合でも、その時点で終了してください。

※2 質問事項によっては質疑応答の時間は変動する可能性があります。

(4) その他

ア ヒアリングの参加者は3名までとします。

イ ヒアリングの時間等は、プロポーザル参加表明書の提出により参加事業者が確定後、別途通知する。ヒアリングの順は、申し込み順とする。

ウ ヒアリングは提案書の他、P C（スクリーン）を使用した説明も認める。ただし、提案書説明の際の補足説明に使用するものであり、期日までに提出した提案書以外の当日の配布資料は認めない。

7 選考方法及び評価基準

(1) 本プロポーザルにおける審査

本市職員等で組織する選考委員会において、提案書の内容とヒアリング結果を総合的に評価し、優先交渉権者を特定します。この場合において、見積金額が1(5)に記載する金額を超えている場合はその他の評価に関わらず特定の対象外とします。

なお、提案者が1者の場合でもヒアリングを実施し、提案書やヒアリングの内容、見積金額により総合的に評価した上で適格と認められた場合、優先交渉権者として特定します。

(2) 選考評価基準

別紙「簡易評価型プロポーザル提案書評価要領」のとおりとします。

8 選考結果の通知

(1) 特定、不採用の通知は参加者全員に電子メールで文書形式にて通知します。

(2) 不採用通知を受けた事業者は、通知を受けた日から起算して7日以内（休日を含む）にその理由の説明を書面で求めることができます。

(3) 上記(2)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して7日以内（休日を含む）に、電子メールで文書形式にて通知します。

(4) 不採用理由の説明書請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。

ア 受付場所：「3 参加表明書兼誓約書の提出」の提出先と同じ

イ 受付時間：平日の午前9時から午後5時まで

9 契約

(1) 契約内容の再確認・協議

優先交渉権者は、全ての提案内容と業務の流れの再確認を行い、本市の承認を得ることとします。

このとき、提案書等に虚偽の記載等が判明した場合には、次点の者と再確認を行うこととします。また、優先交渉権者が契約までの間に失格となった場合においても、次点の者と契約に向けた協議を行うものとします。

提案内容に誤りがないことを確認後、契約に向けた協議を行います。ただし、優先交渉権者の都合により提案内容を契約に反映することができない場合、又は、個別協議が整わなかった場合には、次点の者との協議を開始します。

協議が整った業者を、契約を予定する契約候補者としてします。

(2) 契約予定額

契約を予定する額は、提案見積書に記載された額を基に、契約に向けた協議の中で決定することとします。

10 その他の留意事項

(1) 提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提案者の負担とします。

(2) 提案書に虚偽の記載をした場合、著作物の不正使用等不法行為が発覚した場合、その提案書は特定しません。また、特定後に発覚した場合はその決定を取り消すものとします。この場合において、選考結果が次点の事業者の提案を特定するものとします。

(3) 提出された提案書は返却しません。

(4) 特定された提案書に記載した内容についての著作権は、原則、本市に帰属するものとします。

(5) 参加表明書兼誓約書及び提案書に記載した担当者は、原則として変更できません。ただし、病気、死亡、離職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の業務実施能力があるとの了解を発注者から得なければなりません。

(6) このプロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、長岡市情報公開条例（平成7年長岡市条例33号）に基づき公開します。